

# おお くま



お知らせ版

2023年4月15日

発行：大熊町役場 総務課 秘書広聴係

大熊町役場

大熊町大川原字南平 1717

☎0240-23-7568 (総務課)

会津若松出張所

会津若松市インター西 111

☎0242-23-4121

いわき出張所

いわき市好間町下好間字鬼越 18

☎0246-36-5671

中通り連絡事務所

郡山市希望ヶ丘 11-10

☎024-983-0686

## 町内にある食堂をご利用の皆さんへ

### 1回あたり700円の助成を行います

町は、町内にある次の食堂を利用する方に、食事1回あたり700円の助成を1人につき期間中最大4回まで行います。 固大熊町役場 生活支援課 生活支援係 ☎0240-23-7444

- 対象者
- ・申請時に大熊町に住民登録のある方
  - ・2011（平成23）年3月11日に大熊町に住民登録のあった方

■対象食堂

食堂名	営業時間（ラストオーダー）
大熊食堂	平日の午前11時～午後2時（午後1時45分）
魚定食おしだ	月～木の午前11時～午後2時（午後1時45分）
和食さかい	平日の午前11時～午後2時（午後1時30分）、月～木の午後5時～9時（午後9時）
軽食・喫茶レインボー	午前11時～午後6時（午後5時30分）※不定休

■助成額等

- ・対象食堂での食事1回につき700円
- ・1人につき期間中最大4回まで

■利用期間

4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

■申請・利用方法

- ①生活支援課または各出張所で助成券の交付を申請
- ②交付された助成券を、対象食堂内で提示

■注意事項

- ・有効期限が過ぎている助成券は使用できません。
- ・交付申請の際、身分証による本人確認を行います。
- ・必ず食事前に助成券を申請・利用してください。  
食事後は利用できません。
- ・助成券は1人1枚ずつしか利用できません。
- ・助成券は助成金額を超える場合のみ使用できます。
- ・一度交付した助成券は再交付できません。

# 新型コロナワクチン接種

## 【令和5年春開始接種】のお知らせ

☎大熊町役場 保健福祉課 保健衛生係 ☎0240-23-7419

令和5年度の新型コロナワクチン接種について、高齢の方や重症化リスクが高い方については、5～8月に1回接種（令和5年春開始接種）を受けることが可能となりました。

その後、追加接種が可能なすべての年齢の方を対象として、9～12月に1回接種（令和5年秋開始接種）を行います。令和5年春開始接種の概要は次のとおりです。該当する方は接種をご検討ください。

### ■接種期間

令和5年5月8日（月）～8月31日（木） ※これ以降は、詳細が決まり次第お知らせします。

### ■対象者

初回接種（1・2回目接種）を完了し、前回接種から3か月以上経過した方で、次のいずれかに該当する方

対象者	接種券発行	接種券発送時期
65歳以上の方	申請不要	5月下旬に発送します。
基礎疾患を有する方 その他重症化リスクが高いと医師が認める方	申請必要	申請を受け付け次第発送します。 (12～64歳の方に対し、申請書を4月下旬に発送します)
医療施設、高齢者施設、障がい者施設に従事する方		

### ■基礎疾患を有する人などの範囲

18歳以上の方	18歳未満の方
<p>1、以下の病気や状態で、通院/入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○慢性の呼吸器の病気</li> <li>○慢性の心臓病（高血圧含む）</li> <li>○慢性の腎臓病</li> <li>○慢性の肝臓病（肝硬変等）</li> <li>○インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病</li> <li>○血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）</li> <li>○免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）</li> <li>○ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている</li> <li>○免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患</li> <li>○神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）</li> <li>○染色体異常</li> <li>○重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）</li> <li>○睡眠時無呼吸症候群</li> <li>○重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※）、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）</li> </ul> <p>※精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方については、通院または入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。</p> <p>2、基準（BMIが30以上）を満たす肥満の方</p> <p>※ BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)</p>	<p>1、以下の病気や状態で、通院/入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○慢性呼吸器疾患</li> <li>○慢性心疾患</li> <li>○慢性腎疾患</li> <li>○神経疾患・神経筋疾患</li> <li>○血液疾患</li> <li>○糖尿病・代謝性疾患</li> <li>○悪性腫瘍</li> <li>○関節リウマチ・膠原病</li> <li>○内分泌疾患</li> <li>○消化器疾患・肝疾患等</li> <li>○先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態</li> <li>○その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）</li> </ul>

## オミクロン株対応ワクチン接種【令和4年秋開始接種】は 令和5年5月7日（日）で終了します

☎大熊町役場 保健福祉課 保健衛生係 ☎0240-23-7419

5月8日（月）から「令和5年春開始接種」が開始されることに伴い、「令和4年秋開始接種」は5月7日（日）で終了となります。それ以降は接種の対象者が限定されますので（65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療従事者等）、令和4年秋開始接種を希望する方はお急ぎください。

【町内接種の予約方法】コールセンターに電話で予約する

- 申 込 先 大熊町新型コロナワクチン接種コールセンター  
☎0120-205-808  
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日は除く）
- 会 場 大熊町診療所（大川原字南平 1920-1）
- 日 時 毎週木曜日（4月20日、27日） 午前9時～11時30分
- 対 象 者 初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の方  
※15歳以下の方は保護者の同意と同伴が必要です。  
※小児（5歳～11歳）接種は町内では実施していません。
- ワクチン ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5）

## 町内で行う新型コロナワクチン初回接種（1・2回目接種）は 令和5年5月25日（木）で終了します

☎大熊町役場 保健福祉課 保健衛生係 ☎0240-23-7419

町で保有する従来型ワクチンが、令和5年5月末で有効期限を迎えることから、町内で行う初回接種（1・2回目接種）は5月25日（木）をもって終了とします。接種をご希望の方はお急ぎください。

【町内接種の予約方法】コールセンターに電話で予約する

- 申 込 先 大熊町新型コロナワクチン接種コールセンター  
☎0120-205-808  
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日は除く）
- 会 場 大熊町診療所（大川原字南平 1920-1）
- 日 時 毎週木曜日（4月20日、27日、5月11日、18日、25日）  
午前9時～11時30分
- 対 象 者 12歳以上の方  
※15歳以下の方は保護者の同意と同伴が必要です。  
※小児（5歳～11歳）接種は町内では実施していません。
- ワクチン ファイザー社製従来型1価ワクチン  
※1回目接種後、3週間空けて2回目接種となりますので、早めに計画してください。

## 特定復興再生拠点区域の解体申請、回収等の受付期限は6月30日まで

### 被災家屋の解体申請

環境省は、特定復興再生拠点区域の家屋等の解体を行います。解体を希望される方は申請をお願いします。環境省の解体には、解体申請書の提出が必要です。

- 対象家屋 次の①～③に該当する家屋が対象です。
- ①対象範囲 特定復興再生拠点区域とその周囲、特定の道路の周囲に位置する家屋等
- ②対象家屋等 東日本大震災と長期避難に伴い荒廃した住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業ハウス、中小企業所有の事務所・店舗等
- ※解体の意向がある場合は、解体前に除染しないでください。環境省が除染した建物は解体の対象外です。
- ③り災証明 町発行の「り災証明書」で判定が「半壊」以上
- 申請窓口 (環境省業務委託業者)  
高島テクノロジー ☎0120-700-908  
住所：いわき市好間町上好間山下6-1  
受付時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日除く)

#### ■注意点

- 東京電力の賠償手続きが完了していない建物の解体を希望する場合は、事前に東京電力に相談されることをお勧めします。
- 申請者以外に家屋等の権利者が存在する場合は、その権利者の同意書も必要です。
- 申請に必要な書類をそろえるのに時間がかかる場合があります。解体の意向がある方は、早めに解体申請受付窓口にご相談ください。
- 申請は受付後に取り消すことができます。
- 申請期限が近づいているため、解体を悩んでいる方は、期限内に申請されておくことをお勧めします。

### 片付けごみの個別回収

環境省は、特定復興再生拠点区域内の自宅等から片付けで搬出された廃棄物の回収・運搬を行います。希望される方はお申し込みください。

- 対象範囲 自宅等から片付け等で搬出された廃棄物 (事業系廃棄物は除く)
- 対象品目 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、廃家電、特定品目、農林系廃棄物、屋外残置物、保管車両等

#### ■申し込み先

大熊町片付けごみサポートセンター  
☎0120-50-8832  
受付時間：午前9時～午後5時 (土日祝日除く)

### 灯油等の回収

環境省は、特定復興再生拠点区域内の自宅等にある廃油等の回収を行います。回収を希望される方はお問い合わせください。

- 対象品目 廃油 (灯油、軽油、重油、エンジンオイル、ガソリン)
- ☎東京電力 福島復興本社 大熊町・田村市グループ ☎080-6842-2349  
受付時間：午前8時30分～午後4時30分 (土日祝日除く)

### 町内に残した車両の処分

環境省は、特定復興再生拠点区域内の自宅や公共施設等の駐車場に残されている自家用車等の処分を行います。処分を希望される方は、問い合わせ先にご連絡ください。

- 対象車両 次の1～2に該当する車両が対象です。
- ①対象範囲 特定復興再生拠点区域とその周囲、特定の道路の周囲に保管されている車両
- ②対象車両 東日本大震災と長期避難に伴い廃車された普通自動車、軽自動車、バイク、農機等

### 便槽・浄化槽の汲み取り

環境省は、特定復興再生拠点区域内の自宅等に設置された便槽・浄化槽の汲み取りを、震災後1回に限り行います。希望される方は、問い合わせ先にご連絡ください。

# 町内への定住促進や戸建賃貸住宅不足解消に向けた補助事業を始めます

☎大熊町役場 生活支援課 移住定住支援係

自ら町内に定住するための住宅取得・修繕費用や家賃、戸建住宅を賃貸するための修繕費用に対する補助事業を開始します。主な補助要件は次のとおりです。詳細は町公式ホームページに掲載していますので、補助制度をご利用される際は必ず事前にご覧ください。

## ■問い合わせ先：大熊町役場 住宅関連補助受付窓口

☎0120-985-533

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）



町公式サイト  
「定住促進補助」

## 住宅取得等支援事業（町内に定住する方へ住宅取得・修繕費用を助成します）

- 目的 ・ 帰還や移住による町内への定住促進
- 対象者 ・ 町内に自ら居住する対象住宅を取得する帰還者または移住者  
・ 5年以上継続して対象住宅を所有し現に居住する方
- 対象住宅 ・ 取得等の契約締結日が平成31年4月10日以降の住宅
- 対象経費 ・ 取得等に要する費用（住宅以外の部分は対象外）
- 補助額 ・ 新築住宅取得：取得額の50%（上限500万円）  
・ 中古住宅取得：取得額の50%（上限200万円）  
・ 中古住宅修繕：修繕額の50%（上限300万円、移住者は250万円）

## 家賃支援事業（町内に定住する方へ賃貸住宅の家賃費用を助成します）

- 目的 ・ 帰還や移住による町内への定住促進  
・ いずれ訪れる借上住宅終了を見据えた支援
- 対象者 ・ 対象住宅に入居する帰還者または移住者のうち、町内に5年以上定住することが誓約できる方  
・ 就業または起業する方（移住者のみ）
- 対象住宅 ・ 不動産流通4団体に加盟する不動産管理者が所有または管理する町内の民間賃貸住宅  
・ 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己居住用に供する住宅  
（町営住宅、貸与を受けた住宅、申請者以外が契約した住宅などは対象外）
- 対象経費 ・ 家賃（管理費、共益費、駐車場使用料、自治会費を除く）
- 補助額 ・ 対象経費の50%（上限月4万円）最大36月分

## 戸建賃貸住宅修繕等支援事業（戸建住宅を所有する方へ賃貸するための修繕費用を助成します）

- 目的 ・ 引き続き生じている戸建住宅不足の早期解決
- 対象者 ・ 町内に戸建住宅を所有し賃貸を行う方
- 対象住宅 ・ 東日本大震災以前に建築された住宅
- 対象経費 ・ 修繕費用、残置物処分費用
- 補助額 ・ 対象経費の50%（上限300万円）

## 中間指針第五次追補を踏まえた追加の賠償基準に係る 具体的な取り扱いが公表されました

東京電力は、令和5年3月27日に中間指針第五次追補を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的な取り扱い等を公表しました。それに伴い、4月10日から「ウェブでの請求」の受付が開始されました。「紙の請求書」による手続きなどの詳細は、次の問い合わせ先にご連絡ください。

■問い合わせ先：福島原子力補償相談室コールセンター

TEL 0120-926-470

受付時間：午前9時～午後7時（月～金〔除く休祝日〕）  
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）



東京電力  
「追加賠償」専用ページ

## ふるさと帰還通行カードの更新手続きについて

原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした高速道路無料措置が、令和6年3月31日まで延長されました。現在お持ちのふるさと帰還通行カード（桃色）は、令和5年11月1日（水）以降利用できなくなるため、カードの更新手続きが必要です。

現在カードをお持ちの方には、4月中旬よりカードの更新に必要な申込書が簡易書留で順次発送されます。詳しくは、次のコールセンターまでお問い合わせください。

■問い合わせ先：大熊町ふるさと帰還通行カードコールセンター

TEL 0120-444-850

申請受付開始時期：令和5年4月17日（月）～

申込受付住所：〒970-8790 日本郵便株式会社 いわき郵便局私書箱51号  
（郵送先） 大熊町ふるさと帰還通行カード受付事務局

受付時間：午前9時～午後5時（月～金）

おがわら会

町内コミュニティ団体「おがわら会」は、ネクサスファームを訪れ、イチゴ摘み取り体験を行います。

イチゴを使ったオリジナルのスイーツ作りも予定しています。ゴールデンウィークの楽しい思い出をご家族で作りませんか！



「イチゴ工場摘み取り体験付き視察&スイーツ作り」

📅 5月6日（土）

午前9時30分大熊町役場集合  
📍ネクサスファームおおくま  
🎫小学生以上500円、未就学児は無料

👤 定先着40人

📝 申必要

📅 4月27日（木）まで

☎ 070（5581）5939

☎ 0240（23）7101

（大熊町復興支援員）